

委託業務標準契約書

地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所理事長 ○○ ○○（以下「発注者」という。）と○○○○株式会社代表取締役○○ ○○（以下「受注者」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

（契約の内容）

第1条 この契約の内容は次のとおりとする。

- (1) 契約の目的 ○○○○業務の委託
- (2) 業務の内容 別紙○○○○業務仕様書のとおり
- (3) 契約期間 令和○年○月○日から令和○年○月○日まで
- (4) 契約金額 金○○○○○○○○円
課税事業者（取引に係る消費税及び地方消費税額 金○○○○円）
- (5) 契約保証金 地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所契約事務取扱規程第25条第○号の規定に基づき免除する。
- (6) 代金支払場所 ○○○○

（業務の報告及び検査）

- 第2条 受注者は、業務を実施したときは作業報告書を発注者に提出し、発注者の指定する職員の検査を受けなければならない。
- 2 受注者は、委託業務を完了したときは完了届に成果物等を添えて発注者に提出し、検査を受けなければならない。この場合において、発注者は完了届を受理後14日以内に受注者立ち会いのうえ検査しなければならない。
 - 3 受注者は、発注者が業務の実施結果が不合格であると認めたときは、直ちに発注者の指示に従わなければならない。

（代金の支払方法）

第3条 代金の支払は、検査完了後、受注者の適法な請求書を受理した日から45日以内に行うものとする。

（履行遅滞）

- 第4条 受注者は、第1条第2号に規定する委託業務を契約期間内に履行することができないときは、発注者が災害その他やむを得ない理由があると認めたときを除き、当該業務に係る契約金額につき遅延日数に応じ、契約締結の日において適用される法定利率の割合で計算した額の違約金を発注者に支払わなければならない。
- 2 発注者の責めに帰する事由により前条の支払期限までに代金を支払わない場合は、発注者は受注者に対して前項の規定を準用して計算した遅延利息を支払わなければならない。ただし、発注者が前条に規定する支払期限までに支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由によ

る場合は、当該事由の継続する期間は同条に規定する約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数として計算しない。

(権利義務の譲渡)

第5条 受注者は、この契約により生ずる一切の権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又はこの契約の履行を第三者に委任することができない。ただし、あらかじめ発注者が承認した場合又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りでない。

2 前項（ただし書を除く。）の規定に関わらず、受注者がこの契約により生ずる権利を第三者に譲渡しようとするときは、受注者は当該第三者に対し、当該譲渡にかかる権利について、前項の規定により譲渡が禁止されている旨を通知しなければならない。

(契約不適合責任)

第6条 発注者は、契約の履行の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものを除き、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(業務の適正履行)

第7条 受注者は、第1条第2号に規定された委託業務の本旨に従い善良なる管理者の注意義務をもって誠実に履行しなければならない。

(労働関係法規の遵守)

第8条 受注者は、従事者の賃金、労働時間、休暇など適正な労働条件を確保するため、労働基準法(昭和22年法律第49号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)などの労働関係法規を遵守しなければならない。

- 2 受注者は、発注者が求める場合は労働関係法規の遵守状況を説明しなければならない。また、発注者は、受注者に対し、必要に応じ労働関係法規の遵守状況報告書の提出を求めることができる。
- 3 受注者は、労働関係法規について、監督官庁から指導や行政処分を受け、又は、罰則の対象となったときは速やかに発注者に報告しなければならない。

(工程表等)

- 第9条 受注者は、契約締結後直ちに仕様書等に基づき工程表を作成して発注者に提出しなければならない。
- 2 発注者は工程表を受領したときは、遅滞なくこれを審査し、不相当と認めたときは受注者と協議する。
 - 3 受注者は委託業務に着手したときは、その旨を書面により遅滞なく発注者に届出なければならない。

(作業責任者及び作業員)

- 第10条 受注者は委託業務の実施にあたり、作業責任者を定め、書面により発注者に報告するとともに、現場に常駐のうえ委託業務の指揮監督にあたらせなければならない。
- 2 受注者は作業員を作業委託に従事させるときは、施設の安全管理のため、当該作業員の名簿を発注者に提出しなければならない。
 - 3 受注者は、前2項について変更があったときは、速やかに発注者に報告しなければならない。

(中間報告等)

- 第11条 発注者は、業務の委託契約期間中必要と認めた場合は、いつでも受注者に対して当該業務の履行状況について報告を求めることができる。
- 2 前項の場合において、必要があると認めた場合には、発注者は、受注者の立会いのうえ検査を実施することができる。

(使用承認申請書の提出等)

- 第12条 受注者は、委託業務を実施するにあたり、発注者の所有、又は占有に係る物を使用する場合には、書面により発注者の承認を得なければならない。
- 2 前項の規定に基づいて、受注者が発注者の所有、又は占有に係る物を使用する場合には、受注者は、善良なる管理者の注意をもってこれを管理しなければならない。
 - 3 前項の場合において、発注者の責に帰すべき事由による場合を除くほか、発注者の所有に係る物に損害を及ぼした場合には、受注者はこれを賠償しなければならない。

(成果の帰属)

- 第13条 この契約の実施に伴って生じた一切の成果に対する権利は、その生じた時から発注者に帰属する。

(工業所有権の発明等)

第14条 受注者は、委託業務の実施にあたり、特許権等いわゆる工業所有権の対象となるべき発明、又は考案をした場合には、発注者に書面をもって通知し、必要な書類等を提出しなければならない。

2 前項の場合において、当該工業所有権の取得のための手続き、権利の帰属等に関する詳細については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(第三者損害)

第15条 受注者は、業務遂行にあたり、第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち、発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者がそれを負担するものとする。

(報告義務)

第16条 受注者は、本契約の履行上、又は完了に影響を及ぼす重要な事情の変更が生じたときは、直ちに発注者に報告し、発注者と受注者とが協議するものとする。

(秘密の保持等)

第17条 受注者は、委託業務の実施にあたり、受注者及び受注者の委託を受けた作業責任者及び作業員等を委託業務の実施場所に立ち入らせる場合には、必ず身分証明書を携行させるものとする。

2 受注者は、本契約の履行に際し知り得た発注者の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。また、この契約の終了後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第18条 受注者は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護のために別添に掲げる事項を遵守しなければならない。

(配送方法等)

第19条 受注者が、自動車を使用して物品等を配送又は運搬する場合は、低公害車（排出ガスを発生しない自動車又は排出ガスの発生量が相当程度少ないと認められる自動車で、九都県市指定低公害車等として指定されたものをいう。）の使用及びエコドライブ（アイドリングストップや急発進・急加速をしないなど、環境に配慮した自動車の使い方をいう。）に努めなければならない。

(業者調査への協力)

第20条 発注者が、この契約に係る発注者の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、発注者は、受注者に対し、受注者における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。

2 受注者は、前項の要請があった場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、こ

の契約の終了後も、終了日の属する発注者の会計年度から6会計年度の間は、同様とする。

(発注者の催告による解除権)

第21条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約の全部、又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。なお、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその賠償責任を負わない。

- (1) 契約期間内に委託業務を完了する見込みがないとき。
- (2) 第2条の規定に基づく検査に不合格となり、発注者の再度の検査においても不合格となったとき。
- (3) 正当な理由がなく、第6条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第22条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその賠償責任を負わない。

- (1) 許可、免許、登録、又は各種の資格が必要な委託業務については、その許可等が取り消し、又は抹消されたとき。
- (2) 債務の全部の履行が不能であるとき。
- (3) 受注者がこの契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 第26条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (8) 第5条の規定に違反して権利義務を譲渡したとき。
- (9) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 受注者が個人である場合には、その者が、神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号。以下、本条及び第24条において、「条例」という。)第2条第4号に定める暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)と認められたとき、又は、法人等(法人又は団体をいう。)が、条例第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等と認められたとき。

- イ 受注者が、条例第23条第1項に違反したと認められたとき。
- ウ 受注者が、条例第23条第2項に違反したと認められたとき。
- エ 受注者及び役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人等である場合には役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。）又は支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。）が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。

(10) この契約に関して次のいずれかに該当するとき。

ア 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対して行う同法第7条第1項又は第2項の規定による命令（これらの命令がされなかった場合にあつては、同法第7条の2第1項の規定による命令）が確定したとき。

イ 受注者を構成事業者とする事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が当該事業者団体に対して行う同法第8条の2第1項の規定による命令若しくは同条第2項において準用する同法第7条第2項の規定による命令（これらの命令がされなかった場合にあつては、同法第8条の3において準用する同法第7条の2第1項の規定による命令（受注者に対してされたものに限る。））が確定したとき。

ウ 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）に関して刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の一部を解除することができる。この場合、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその賠償責任を負わない。

(1) 債務の一部の履行が不能であるとき。

(2) 受注者が債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

3 第1項第9号の規定に基づいて発注者が契約を解除した場合は、受注者は、違約金として10分の1に相当する額を発注者が指定する期間内に支払わなければならない。

4 受注者は、第1項第10号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わずに、賠償金として、契約金額の100分の15に相当する額を発注者の指定する期間に支払わなければならない。この契約終了後においても同様とする。ただし、発注者が賠償金の支払いを必要と認めない場合は、賠償金の支払いを要しない。なお、発注者に生じた実際の損害額が本項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げない。

(賠償金等の徴収)

第23条 受注者がこの契約に基づく賠償金又は違約金（以下「賠償金等」という。）を発注者の

指定する期間内に支払わないときは、発注者は賠償金等の額に、賠償金等の額につき発注者の指定する期間を経過した日から賠償金等が納付された日までの日数に応じ契約締結の日において適用される法定利率の割合で計算した額（以下「遅延利息」という。）を賠償金等の額に加えて徴収する。

- 2 契約金が未払の場合にあっては、賠償金等及び契約金支払日までに遅延利息がある場合は、その遅延利息を、発注者が支払うべき契約金額から控除して徴収する。なお、控除して徴収した額に不足があるときは、その不足額を、発注者は別途徴収する。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第24条 受注者は、契約の履行に当たって、条例第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

- 2 受注者は、不当介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。
- 3 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
- 4 受注者は、不当介入による被害により履行期限に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。

(発注者の損害賠償請求等)

第25条 受注者がその債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、発注者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

- 2 前項の規定により損害賠償を請求することができる場合において、発注者は、次に掲げるときは、債務の履行に代わる損害賠償の請求をすることができる。
 - (1) 受注者が債務の履行が不能であるとき。
 - (2) 受注者がこの契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 受注者の債務が契約によって生じたものである場合において、その契約が解除され、又は受注者の債務の不履行による契約の解除権が発生したとき。

(受注者の解除権)

第26条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除できる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。なお、解除により発注者に損害が生じても、受注者はその賠償責任を負わない。

- (1) 仕様書等の大幅な変更により、契約の目的を達成することができないとき。
- (2) 発注者の責に帰すべき事由により受注者が契約を履行することができないとき。

(3) 発注者がこの契約に違反したとき。

(契約の費用)

第27条 この契約の締結に要する費用は、受注者の負担とする。

(訴訟の提起)

第28条 この契約に関する訴訟の提起は、発注者の所在地を所管する裁判所に行うものとする。

(協議事項等)

第29条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所会計規程に基づくほか、発注者と受注者とが協議して決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、発注者と受注者とが両者記名押印のうえ、各自その1通を所持するものとする。

令和〇年〇月〇日

発注者 海老名市下今泉705番地1
地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所
理事長 ○○ ○○ 印

受注者 ○〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
〇〇〇〇株式会社
代表取締役 ○○ ○○ 印

<契約書作成上注意事項>

本書は、一般的な例を標準契約書例としたものであるため、委託契約の種類形態により「文言」の修正や、条文の加除修正が必要です。ただし、次の条文はすべての契約で必ず設けてください。

第20条 (業者調査に関する規定)

第22条第1項第9号及び同条第3項

(暴力団を排除するための契約解除などの規定)

第22条第1項第10号及び同条第4項

(契約に関し談合等の不正行為があった場合の契約解除や損害賠償についての規定)

第23条 (賠償金等の徴収)

(注1) 第1条で示す契約の内容は、第6条で定める契約不適合による履行の追完請求等に関連しますので、詳細に記載してください。

(注2) 第6、21、22、25条は契約不適合があった場合、発注者が行使できる債務の履行の追完請求権、報酬減額請求権、損害賠償請求権及び解除権についての条文ですが、これらの権利を行使できる責任期間の考え方については、別紙「委託契約における契約不適合責任期間の考え方」を参照してください。

(注3) 第18条は、契約内容が個人情報を取り扱う場合に規定し、別添に特記事項を加えるものとしてします。

委託契約における契約不適合責任の考え方

民法第637条（目的物の種類又は品質に関する担保責任の期間の制限）では、請負人が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない目的物を注文者に引き渡した場合において、注文者がその不適合を知ったときから1年以内にその旨を請負人に通知しなければ、その不適合を理由として履行の追完の請求、報酬の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができないとされています。

上記の期間内に通知をした場合、注文者が債務の履行の追完請求権、報酬減額請求権、損害賠償請求権及び解除権を行使できる期間については、民法166条（債権の消滅時効）が適用されることとなります。

令和2年4月1日の施行の標準契約書例においては、この契約不適合による担保責任の期間を民法どおりにすることにより、契約金額が過大になるなどの不都合が生じる場合には、案件に応じて仕様書や契約書で独自の担保責任の期間を定めることも可能です。

民法条文

（請負人の期間の制限）

第636条

請負人が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない目的物を注文者に引き渡した場合において（その引渡しを要しない場合にあつては、仕事が終了した時に仕事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないとき）、注文者は、注文者の供した材料の性質又は注文者の与えた指図によって生じた不都合を理由として、履行の追完請求、代金の減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、請負人がその材料又は指図が不相当であることを知りながら告げなつたときは、この限りではない。

（目的物の種類又は品質に関する担保責任の期間の制限）

第637条

1 前条〔請負人の担保責任の制限〕本文に規定する場合において、注文者がその不適合の事実を知った時から1年以内にその旨を請負人に通知しないときは、注文者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、報酬の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。

2 前項の規定は、仕事の目的物を注文主に引き渡した時（その引渡しを要しない場合にあつては、仕事が終了したとき）において、請負人が同行の不適合を知り、又は重過失によって知らなかったときは、適用しない。

（債権等の消滅時効）

第166条

1 債権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

(1) 債権者が権利を行使することができることを知った時から5年間行使しないとき。

(2) 権利を行使することができる時から10年間行使しないとき。

債権等の消滅時効の考え方

上記1号又は2号のいずれかの期間が到来することにより時効が完成する。